

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年8月25日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから8月25日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は、手を挙げてください。

では、フジオカさんお願いします。

○記者 NHKのフジオカです。

ちょっと今日の定例会とは違うのですが、福島第一原発事故調査の関係で伺いたいのですが、先週、水素防護に関する知見の規制への反映に向けた検討を作業チームで始められると示されました。今後、まずは年内を目途に事務局で整理を進めて、いずれ委員会に諮るという流れだと理解しているのですが、委員長、この検討にかける狙いをどのようにお考えでしょうか。この検討にかける現状での狙いといいますか、そういったところをどのようなお考えでしょうか。

○更田委員長 まず一口に水素防護といっても、いろんな段階のものがあるだろうと思います。特に、今、私たちが焦点を、これはまあ、そうですね、焦点を絞っているのはBWRの二次格納容器、建屋と呼ばれているものに関心を寄せているわけですが、できるところ、分かっているところから手を打っていくというのは大切なことなので、まず第一段階として、BWRの二次格納容器の水素対策を、もう一回、事故の分析から得た、また、事故の分析を通じて、私たちは考えたわけなので、その勢いもありますので、それで、対策が必要なのか。必要だとすればどのような対策なのか。さらに、その安全裕度を増そうと思ったときにどういうことができるのかということだと思っています。

その先には、もちろんPWRも、アニュラスって格納容器の外側にありますけれども、アニュラスの役割等々についても議論を進めていきたいと思っていますけれども、まずはBWRの二次格納容器なのだと思います。

もともと格納容器は、当初に設計されたときに、内圧が高まったときに一定の漏えいがあることは、これは、その設計上、考慮されているわけですが、あくまでこれは通常の状態であって、いわゆる過温破損であるとか、過圧破損であるとか、格納容器内の雰囲気温度が上がってきた、あるいは圧力が上がってきたときに一体どこまでリークに対して耐えるのかというのは、これはベントとの兼ね合いで大きなポイントにな

ってきます。リークが本当に優位になってきたら、むしろフィルタがあるベントをさっさと開けて、内圧を下げたほうがいいということになるわけですけど、ただ、早過ぎたら今度は、まあ早く出すということになって、フィルタがあるとはいえ。特に、そのときに関心の対象となるのは、水素が排出できるわけですけども希ガスも、これは、希ガスはフィルタで除くことができませんから、希ガスを出すことになる。ですから、ベントタイミングの戦略とも、その格納容器からの漏えいというのは絡んでくる。で、漏えいしてくるのは、当然、水素は最も漏えいしやすい気体ですので、水素が出てくるだろうと。その水素の経路にしても、格納容器のフランジヘッドの部分なのか、ペネトレーションと言われている貫通部なのか。それぞれの、繰り返しになりますけど、貫通部はどのくらいリークタイトなのかというのは、まだまだ調べていく余地があるだろうと思うのです。

だから、そういった意味では、実験的であるとか、試験的なものをやる余地もありますけども、実験の結果を待ってと言っていていいものと、そうでないものがあるので。打てる手は、合理的に打てる手があるのであれば、さっさとやりましょうということだと思います。

○記者 分かりました。

先週の委員会ですかね、委員長も、ちょうど今、事業者、各社から意見を聞いている中の話もちょっと引き合いに出されて、その格納容器のリークについては、なかなかまだデザインベース、出ないところもあるのではないのかというような、やり取りを引き合いに出してのお話もありましたけど、現状、各社の、まあ水素防護についての回答といますか、お話について、どのように考えていらっしゃいますか。

○更田委員長 まだまだなのだろうと思います。そもそも、これはBWRに限らないけれども、PWRもBWRも当初の設計の際に、いわゆるシビアアクシデントが視野に入っているわけではない。ですから、シビアアクシデント、もともとシビアアクシデント、想定を超えた非常に厳しい状態ですから、全てを実験的に、あるいは試験的にその性能を把握しておくということは難しいけれども、ただ、その当初の設計の想定を超えた事故であるだけに、当初設計のときの考慮でいいんだと話されても通じない部分がある。

それから、1Fの事故分析で私たちが気にしたのは、まさに東京電力福島第一原子力発電所事故の際に二次格（納容器）に、1号機と3号機は最終的に水素爆発という形になったわけですけども、早い段階で原子炉建屋、二次格納容器の中には水素が漏えいしていた可能性がある。ということは、燃焼ないしは爆発の危険があるところに要員を送り込んでいたかもしれないわけです。

また、事故のときの対処を考えたときに、水素爆発の可能性のあるところへ人を送り込むということは、どう考えるのか。その可能性と、それから、事故対処との間のバランスをどう考えるのだと。当然そういった危険のあるところに人を送り込むような指示というのは出せないだろうし、出すべきでもないでしょうし。

水素は、その後の事故対応を非常に不自由なものにしてしまう可能性が大きいだけに、そして、事故の進展の中で炉心が損傷した後は早い段階で対処を考えなきゃならないものなので、そういった意味で、そうですね、まだ事業者との間のコミュニケーションもまだまだだと思えますね。温度差があるのではないかということに危惧しています。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

ヨシノさん、お願いします。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

ちょっと気が早いのですが、今日、5時から、処理水について、東京電力が会見を開きます。もう各社、みんな打っているように、当初から言われていたように海底のトンネルを掘って、そこに配管をして、1キロ先ぐらいで処理水を海洋に投棄する、放出するという形になるのですが、全体的な御所感があつたらただけないでしょうか。

○更田委員長 私も報道に触れている限りではあるのですが、この件については。海底、今、ヨシノさんがおっしゃったけど、海底にトンネルを掘るって、海底にトンネルを掘るって、海の下にトンネルを掘るといふふうには聞こえますけど、東電、そう言っているのですかね。

○記者 一応、岩盤をあれて、配管して、で、先で放出すると、私はそう聞いていますが。

○更田委員長 そうなんですか。

いや、海底の沖合で出すといったときに方策としてトンネルを掘る方法もあるし、それから、配管を沈めてというやり方もあって、どっちなのだろうというのは、今一つ報道の限りでは、私、はっきりしなかったのですが。いずれにせよ、申請、私たちが審査の対象とするのは申請なので、その申請を待つということが、私たちにとっては、まあ全てだろうと思います。

東電は、公表した後、さらに関係者の方々の御意見も聞いた上で申請するというふうには聞いています。申請された場合には、どこまでが、いわゆる認可範囲であって、どこから先が認可対象ではないのかというのが、そこがある意味、今、関心の対象ですね。例えば耐震性の要求に応える、耐震性の立証をする範囲というのはどこまでなのか。そういったところが、当然のことながら申請の中では明確にされていると思えますけれども、そういったところが関心の対象です。

それから、実施計画は、設備だけではなくて保安規定の役割も担っていますので、実施計画が申請された場合には、建設する設備をどのように運用して使うのか。いわゆるソフト面ですね。運用面についてもしっかりと説明を求めたいというふうに思います。

基本的には、処理された、処理済みのお水をさらに希釈をして、そして放流するという。物理的な側面では、そういった複雑なものではありませんけれども、ポイントとしては、希釈率がきちんと守られているということ。それから、まあ万一の事態といいま

すか、不測の事態というのにどういったものが考えられるのかというところだろうと思います。

それともう一つは、審査の上で原子炉等規制法に基づく審査という規制基準、いわゆる告示濃度が守られているか、守られるかどうかという観点からの審査になるわけですが、今回恐らく審査は2部構成というか、2段階えにならざるを得ないだろうと思っています。一つは原子炉等規制法の要求するところが満たされる施設であるようになっているかというポイント。二つ目は政府の基本方針に則ったものになっているかどうか。濃度一つを取っても告示濃度と、それから今回、政府の基本方針の中に記された濃度とでは非常に大きな違いがありますので、まず第1段階としては炉規法に則ったものであるかどうか。2段階目は政府の基本方針に則ったものであるかどうかという視点からの確認をしていくことになると思います。

○記者 取材した範囲で各社報道したところがありますけども、お盆までに提出をというところが大体1か月遅れちょっとぐらかなという、何となくそういう感覚になってきているんですけど、2年後、23年の4月放出ということは彼らも目標にしているわけですが、審査的には余裕をもって審査に臨めるという感じでしょうか。

○更田委員長 審査には十分な時間があると思っています。ただ、もちろんこの全体のその実施に至るまでのプロセスというのは、工事期間等も余裕を見ておく必要があるでしょうけれども。そうですね、審査をいたずらに私たち審査を急ぐつもりはありませんけれども、十分な審査の時間はあると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 じゃあ、エムラさん、お願いします。

○記者 読売新聞のエムラですが、同じく処理水の関係ですけども、今回の審査の範囲というのはどこまで。1段階、2段階とおっしゃいましたけれども、炉規法上は薄まっている、流量で薄まっている。そこまでの引き回しの健全性ができれば審査としては成立すると思うんですけど、政府の基本方針に則ったかどうかというのは、何か法令上の根拠とか、もしくは審査をして通す、通さない、どういうふうな流れになるのかというのはちょっと整理したいのと、あと海底トンネルに達してしまったらもう終わり、だからそこから先の海までの1キロというのはあんまり規制委（員会）の関心外なのか、それとも関心内なのか、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

○更田委員長 まず先ほど言った第1段階、第2段階、第1段階は当然、原子炉等規制法という法的な根拠があって、私たちがそれを認可するものです。

ですから、実際の放流が告示濃度限度を満たすものになっているかどうかということが確認できれば、それでいいという形になる。それで恐らくは、規制当局としての役割はそこまでなんだろうと思いますけども。

ただ一方で、私たちもALPS処理水の処分に係るものに関して、例えば私も昨日会議に

出席しましたけども、政府の中のメンバーで、そしてその中の基本方針をじゃあ、どこが確認するのか。放流するところまでの基本方針を確認するところって、ほかに役所があるとも思えないですよ。あくまで申請内容で確認をするわけだから。

だから私たちは炉規法上、許容できる、できないという観点だけで認可をするのでは、無責任というかですね、あまりに役所的、役所がそんなこと言うとおかしいかもしれないけど杓子定規に法的根拠のある部分だけということになりますけども。

2段階目には法的な根拠があるわけではありません。法的な根拠はもう、これはないと言っていいと思う。というのは政府の基本方針って、法令上の要求しているわけではないですから、東京電力に。告示濃度限度が満たされれば基本的に法律上の要件を満たしています。

一方で、さらにその上で、これまでの実績等も踏まえて、基本方針の中ではさらに希釈率を上げた低い濃度での放出を示しているわけなので、それができるような実施方法、実施方策になっているかどうかというのを2段階目で見るとということになるんだろうと思います。

それから規制委員会としての関心範囲って言ったら、これは外も含めて全体が関心範囲です。今回の認可という観点であったらどこかで線を引くわけですけど、私たち規制委員会もモニタリング調整会議の下で、海洋におけるモニタリングに関しても責任を負っているわけで、私たちはどこまでが私たちの責任で、これから先は他の役所の責任ですって言うつもりはないので、それは、全体は私たちの責任範囲です。

ただ一方で、施設を認可するって言った時にはどこかで線を引くことになる。ここまでは耐震性が確認されている認可された設備であって、それから外の一般設備であるという線引きというのは出てくるだろうと思います。

○記者 追加で確認ですけども、炉規法上の告示濃度以下にするというのは、まさに大前提としてですので、やっぱりその汚染処理水、タンクが減らないと1Fの廃炉が進まないという、その全体を考えた上でのリスクの低減という広い意味で関心が大前提であるのと、政府の基本方針、地元を理解してもらおうとかというふうなもの、その前と2段階構えであって、後者については法律的なものではないんだけど、政府の機関の内、政府の機関というところとちょっと微妙ですけども、行政として、規制委員会はそうじゃないかもしれませんが、規制庁は政府機関なので。その中で、そういうのは見守っていくという、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 原子力規制委員会も三条委員会で、政府の組織であることに間違いはありませんが。

○記者 すみません。独立しているけどごめんなさい。政府機関ですね、失礼しました。

○更田委員長 それで、政府の基本方針というのは会議体で決定したものであって、私たちもその政府の方針の決定に預かったもので、責任を負っていると思っています。

先ほどNHKの御質問にもお答えしましたけども、実際、申請を行われたら私たちの具体

的な関心範囲というのは、耐震性を確認する範囲であるとか、どこまでを1Fの施設としての規制を受ける施設としての建設するのか。そして、一般施設として建設する部分はその部分なのかというのは、その線引きは当然、関心はあるけれども実際の処分全体に関して、適切に行われるのかどうかというものの確認は、責任は負っていると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、ヒロサワさん、お願いします。

○記者 日経新聞のヒロサワです。

先ほどの質問と少しかぶるんですけども、処理水の放出に関してですね、東電からの申請に関して、速やかに出して欲しいということだと思っているんですけども、いつ頃という目途感みたいなものってございますでしょうか。

○更田委員長 処分の実施という意味ですか。

○記者 申請を受け付ける。

○更田委員長 申請、これはかつてお盆頃じゃないかなという期待を表明したわけですけども、そうは言っても今回の申請に関しては工学的な、技術的な内容というよりも、むしろより広い方への理解をいただくというプロセスに時間が使われるのは、これは当然のことだろうと思いますので、当初お盆頃かなという期待はお話ししましたけれども、1月程度ないしはもう少し時間がかかるということに関しては、これは理解するしかないだろうと思いますし、またいたずらに申請を急がせる立場でもないというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あとはIAEAの関係で、先日経産大臣がIAEAの事務局長と面談したんですけども、これからレビューミッションが始まるということで、規制委員会としても受け持つ部分があると思うんですけども、どういう内容に関わっていかれるのか、現時点で決まっているものがあれば教えてください。

○更田委員長 IAEAとは適宜接触を既にしています。これから内容としては本格化していくことになるだろうと思いますけども。

IAEAとしては今回の処理水の処分全体をレビューする立場と、それからモニタリングについて確認する立場。このモニタリングについては、私たちは先ほど申し上げたようにモニタリング調整会議の下でモニタリングの一部を担っているので、そういった意味ではIAEAのレビューを受ける一部にはなります。

ただ、最もメインなのは、非常に具体的に言うと、これから申請される東京電力の処分に係る申請内容と、そして私たちはそれを審査して審査書を作ります。これは認可に至るまでのこのプロセスと、それからその内容についてIAEAのレビューを受けたいと思

っています。

ですから、IAEAがレビューをしようとした場合、その対象というのは、最終的に仕上がった補正等があるでしょうけど、最終的に仕上がった申請書と、それから私たちの審査書、これが文献としては彼らがレビューする対象になるでしょうし、当然そのときに文書だけでは不十分でしょうから当然、IAEAのミッションが来ますので、ミッションとのやり取りをすることになるだろうと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—